第３次きたひろしま
男女共同参画プラン

事業計画

（令和８年度～令和１２年度）

北　広　島　市

― 目　次 ―

１　第３次きたひろしま男女共同参画プラン　施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　第３次きたひろしま男女共同参画プラン　関係事業・・・・・・・・・・・・・・・２

基本目標Ⅰ　男女共同参画の実現に向けた環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・２

基本方向１　男女共同参画に関する意識づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・２

基本方向２　男女共同参画に関する学習の場づくりの推進・・・・・・・・・・・・３

基本方向３　国際社会に対する理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・４

基本方向４　政策・方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・・・・・・・４

基本方向５　地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・５

基本目標Ⅲ　男女の多様な働き方の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

基本方向６　就労環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

基本方向７　男女が共に子育てや介護ができる環境の整備・・・・・・・・・・・・６

基本目標Ⅳ　配偶者等からの暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

基本方向８　暴力を許さない社会づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・８

基本方向９　ＤＶに関する総合的な支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・９

基本目標Ⅴ　安心して暮らせる社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

基本方向１０　生涯にわたる心身の健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・10

基本方向１１　ハラスメントの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

基本方向１２　多様な性のあり方への理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・11

基本方向１３　困難や不安を抱える女性への支援・・・・・・・・・・・・・・・12

３　数値目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

１　第３次きたひろしま男女共同参画プラン　施策体系

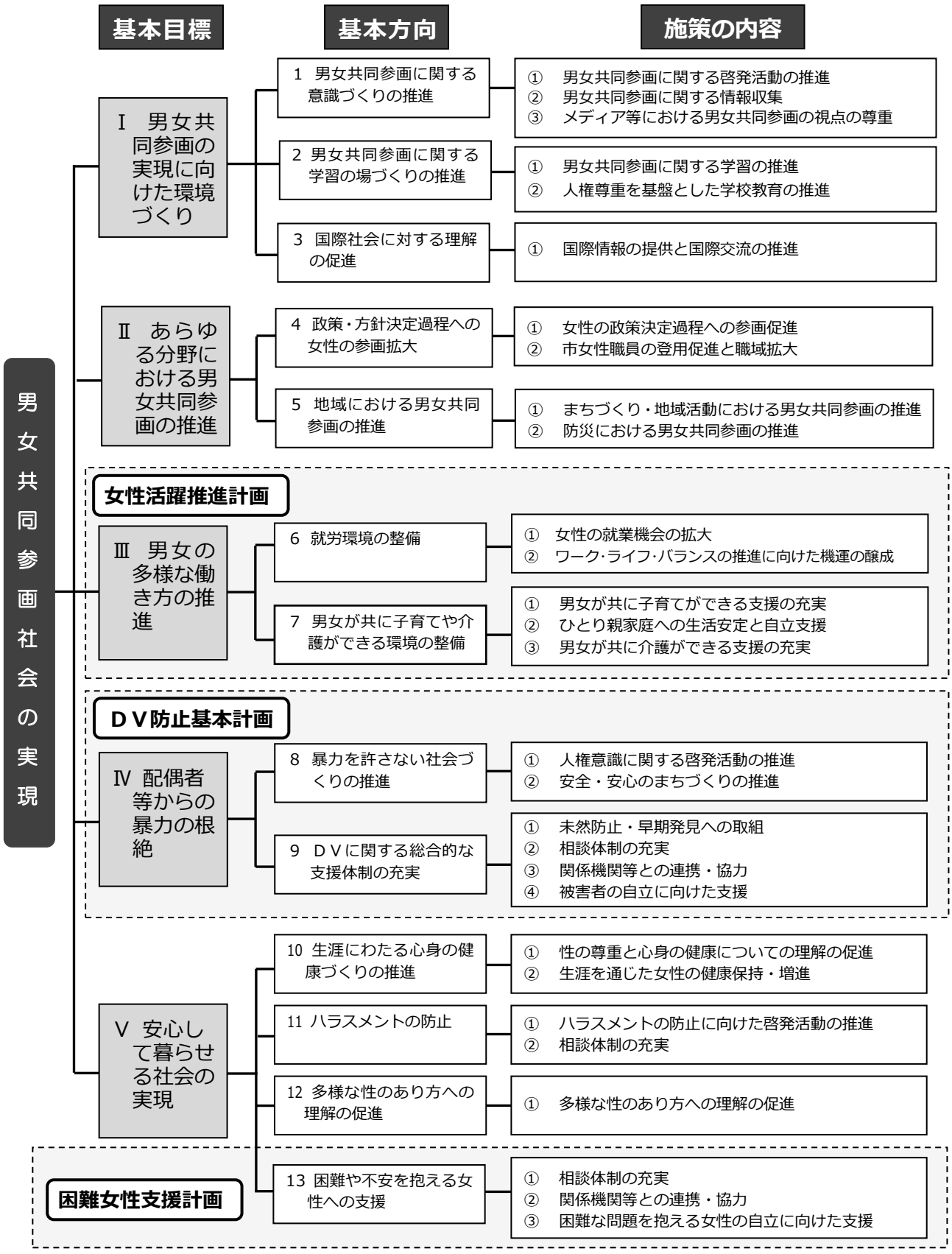

２　第３次きたひろしま男女共同参画プラン　関係事業

この事業計画は、第３次きたひろしま男女共同参画プランの各施策を着実に進めていくための具体的な事業内等を、プランの基本目標、基本方向、施策の内容で区分して記載しています。

基本目標Ⅰ　男女共同参画の実現に向けた環境づくり

基本方向１　男女共同参画に関する意識づくりの推進
基本方向２　男女共同参画に関する学習の場づくりの推進
基本方向３　国際社会に対する理解の促進

基本方向１　男女共同参画に関する意識づくりの推進

施策の内容①　男女共同参画に関する啓発活動の推進

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
1	男女共同参画に関する各種啓発資料の充実	女性編集委員との協働による北広島市男女共同参画情報紙「えみんぐ」の作成・発行 市広報紙やホームページにおいて情報を発信	R8⇒R12	男女共同参画推進事業	市民生活課
2	男女共同参画に関する啓発活動の推進	男女共同参画パネル展の開催、図書館における男女共同参画コーナーの設置など各種啓発活動を実施	R8⇒R12	男女共同参画推進事業	市民生活課
3	人権意識に関する啓発活動の推進	一人一人の個性や人格を認め、あらゆる分野で偏見や差別などをなくし、全ての市民が平等で暮らしやすい人権尊重の社会を実現するため、人権擁護委員との連携を強化し、学校や地域などでの人権教室、啓発活動を実施	R8⇒R12	人権意識の普及啓発事業	市民生活課

施策の内容②　男女共同参画に関する情報収集

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
4	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	男女共同参画に係る市民意識について把握するため定期的(５年に１回程度)に「市民意識調査」を実施	R11	男女共同参画推進事業	市民生活課
5	市内の事業所を対象にした労働実態等の調査	市内の事業所を対象に、経営状況や人材確保、ワーク・ライフ・バランス等に関する取組について実態調査を実施	R8⇒R12	―	商工業振興課

6	国、道等との連携・協力	国、道等が主催する会議や研修への参加など、関係機関からの情報収集に努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた連携・協力を推進	R8⇒R12	男女共同参画推進事業	市民生活課

施策の内容③　メディア等における男女共同参画の視点の尊重

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
7	公的表現に配慮した市広報紙、ホームページ等の作成	男女共同参画の視点による公的広報の手引き（内閣府男女共同参画局）等を参考に男女共同参画に配慮した市広報紙やホームページ等を作成	R8⇒R12	広報紙発行事業	広報課

基本方向２　男女共同参画に関する学習の場づくりの推進

施策の内容①　男女共同参画に関する学習の推進

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
8	男女共同参画に関する学習の場づくり	男女共同参画セミナーなど意識啓発講座を実施	R8⇒R12	男女共同参画推進事業	市民生活課

施策の内容②　人権尊重を基盤とした学校教育の推進

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
9	人権尊重に関する教職員研修機会の充実	教育関係団体の活動を支援し、道徳や特別活動における男女平等を含む人権教育、家庭科教育の推進、男女の別なく個人の特性に合わせた進路指導のための教職員研修等の推進	R8⇒R12	学校教育団体活動支援事業	教育総務課
10	人権に関する教育の推進	北広島市福祉読本「ともに生きる」を活用した授業や人権擁護委員による人権教室、道徳科の授業等において、男女共同参画の視点に立った人権教育を推進	R8⇒R12	地域に根差した特色ある学校教育推進事業	学校教育課

基本方向３　国際社会に対する理解の促進

施策の内容①　国際情報の提供と国際交流の推進

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
11	男女共同参画に関する国際情勢等の情報提供	男女共同参画に関する国際的な指数等について、市ホームページ等により情報を提供	R8⇒R12	男女共同参画推進事業	市民生活課

12	国際社会に関する理解の促進	カナダサスカツーン市との交流事業による高校生の受入れ・派遣など北広島・サスカツーン交流実行委員会との連携により市民の国際社会に対する理解を促進する	R8⇒R12	北広島・サスカツーン交流連携事業	社会教育課
13	国際社会に関する教育の推進	国際社会において、人権はどのように保障され、どのような課題がうまれているか、男女平等に係る国際理解がどのように進展したか等の授業の実施	R8⇒R12	－	学校教育課

基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本方向４　政策・方針決定過程への女性の参画拡大
基本方向５　地域における男女共同参画の推進

基本方向４ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の内容①　女性の政策決定過程への参画促進

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
14	各種審議会等委員への女性登用の促進	各種審議会等委員への女性登用を促進	R8⇒R12	男女共同参画推進事業	市民生活課
15	市民参加の推進	市民参加条例に基づく市民参加手続きの効果的な実施により、行政への市民参加を促進	R8⇒R12	市民参加推進事業	市民生活課

施策の内容②　市女性職員の登用促進と職域拡大

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
16	女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画の推進	女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に基づき、個人の能力等を基準とした積極的な女性登用、女性の職域拡大と男女の偏りのない職員配置及び研修等を実施	R8⇒R12	職員研修事業	職員課

基本方向５　地域における男女共同参画の推進

施策の内容①　まちづくり・地域活動における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
17	市民協働の推進	公益活動団体への支援などにより、地域住民によるまちづくりや地域活動を推進	R8⇒R12	市民協働推進事業	市民生活課
18	男女共同参画に関する出前講座の実施	地域における男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する出前講座を実施	R8⇒R12	男女共同参画推進事業	市民生活課

施策の内容②　防災における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
19	女性の視点を取り入れた災害対策事業	自主防災組織への女性参画の推進など、女性の視点を取り入れた災害対策を実施	R8⇒R12	自主防災組織育成事業	危機管理課

基本目標Ⅲ　男女の多様な働き方の推進

基本方向６　就労環境の整備
基本方向７　男女が共に子育てや介護ができる環境の整備

基本方向６　就労環境の整備

施策の内容①　女性の就業機会の拡大

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
20	就業機会の拡大に向けた職業相談等の実施	求職者等の就職促進を図るため、国との連携により地域職業相談室(ジョブガイド北広島)を運営し、求人情報の提供、職業相談等を実施	R8⇒R12	地域職業相談室運営事業	商工業振興課

施策の内容②　ワーク･ライフ･バランスの推進に向けた機運の醸成

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
21	ワーク･ライフ･バランスの推進に向けた啓発活動の推進	ワーク・ライフ・バランスについての考え方や各種制度、市内の企業等の取組などについて情報を発信	R8⇒R12	男女共同参画推進事業	市民生活課

22	各種事業等における託児体制の配慮	乳幼児を持つ親などの各種セミナー等への参加に配慮し、託児体制の確保を推進	R8⇒R12	市民参加推進事業	市民生活課

基本方向７　男女が共に子育てや介護ができる環境の整備

施策の内容①　男女が共に子育てができる支援の充実

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
23	こども計画の推進	子ども・子育て支援新制度の下で、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、こども計画を推進	R8⇒R12	こども計画推進事業	子ども家庭課
24	子ども・子育てサービス利用者への支援	子育て中の保護者等に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供するとともに、必要に応じて相談・助言等を実施	R8⇒R12	子ども・子育てサービス利用者支援事業	地域子育て支援センター
25	病児緊急預かり事業	共働き世帯やひとり親世帯の子育て・就労支援のため、登録会員による相互援助により、病気などの場合や緊急時に子どもを預かる事業を実施。また、病児の預かりやひとり親世帯等を対象に利用料を助成	R8⇒R12	病児緊急預かり事業	子ども家庭課
26	ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者で児童の預かり等の援助を受けたい会員と、援助を行いたい会員との相互援助活動に関する連絡、調整を実施。また、1 歳未満の子がいる世帯に利用無料券を交付するとともに、ひとり親世帯等を対象に利用料を助成	R8⇒R12	ファミリー・サポート・センター事業	地域子育て支援センター
27	教育・保育施設給付事業	特定教育・保育施設に対し、国基準の公定価格に基づく運営費を給付	R8⇒R12	教育・保育施設給付事業	子ども家庭課
28	子育てのための施設等利用給付事業	市から保育の必要性の認定を受けた子どもが利用する幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料相当分を国基準に基づき給付	R8⇒R12	子育てのための施設等利用給付事業	子ども家庭課
29	私立認可保育所等運営費支援事業	市内私立認可保育所等が実施する延長保育事業、一時預かり事業等の運営費に対する補助を実施	R8⇒R12	私立認可保育所等運営費支援事業	子ども家庭課
30	保育園一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化や、疾病等による緊急的保育、育児疲れなどに対応するため、すみれ保育園において一時預かり事業を実施（休日の預かりは、保護者の就労による場合のみ実施）	R8⇒R12	保育園一時預かり事業	子ども家庭課

31	地域子育て支援センターの運営	子育て中の親子が集う場所を運営し、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を実施	R8⇒R12	地域子育て支援センター運営事業	地域子育て支援センター
32	幼稚園等一時預かり事業	一時預かり事業を実施する私立幼稚園等に対する補助を実施	R8⇒R12	幼稚園一時預かり事業	子ども家庭課
33	放課後児童健全育成事業	小学校に就学する児童に対し、共働き等により放課後家庭で保育できない場合に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者の就労や子育てを支援	R8⇒R12	―	子ども家庭課
34	保育士就労促進事業	保育の受入れ確保を図るため、市内の私立認可保育所等に就労する保育士に「北広島市保育士就労支援金（きたひろ手当）」を支給	R8⇒R12	保育士就労促進事業	子ども家庭課

施策の内容②　ひとり親家庭への生活安定と自立支援

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
35	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活安定と児童福祉の向上のため児童扶養手当を支給	R8⇒R12	児童扶養手当支給事業	子ども家庭課
36	ひとり親家庭の生活・自立支援	日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員派遣による生活援助や子育て支援を行うとともに、経済的自立に効果的な資格取得のための支援等を実施	R8⇒R12	ひとり親家庭支援事業	子ども家庭課
37	母子・父子自立支援員による相談・支援	ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供、指導、求職活動等に対する支援を実施	R8⇒R12	母子・父子自立支援相談事業	こども家庭センター
38	ひとり親家庭への医療費助成	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成	R8⇒R12	ひとり親家庭等医療費助成事業	保険年金課

施策の内容③　男女が共に介護ができる支援の充実

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
39	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進	高齢者福祉の施策方針や介護給付の円滑な運営を図るための計画の推進	R8⇒R12	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業	高齢者支援課
40	高齢者の介護予防の推進	要介護状態となることを防止するための予防啓発活動を実施	R8⇒R12	介護予防普及啓発事業	健康推進課
41	高齢者総合相談支援事業	高齢者やその家族が安定した生活を送ることができるように、健康や生活、福祉、介護に関する相談を実施	R8⇒R12	高齢者総合相談支援事業	高齢者支援課

42	地域包括支援センターの運営	高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う地域包括支援センター（高齢者支援センター）機能を充実	R8⇒R12	地域包括支援センター運営事業	高齢者支援課
43	認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク事業	徘徊のおそれのある認知症高齢者等が行方不明になった場合、地域の支援を得て早期発見できるよう、関係機関の支援体制を構築するとともに、家族等への支援を実施。また、認知症などにより徘徊する高齢者等に対し、居場所を発見できる GPS 機能付発信機を導入する際の費用を助成	R8⇒R12	認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業	高齢者支援課
44	チームオレンジの活動(支え合い隊)	認知症の方が、地域で安心して暮らすため、認知症本人のニーズに合った傾聴等のボランティア活動を行う、きたひろおれんじメイト（支え合い員）の養成や活動の支援	R8⇒R12	地域支え合い体制づくり・権利擁護推進事業	高齢者支援課
45	福祉人材確保対策事業	市民ソーシャルワーカー養成講座の開催や就労支援金の交付など、介護等の現場における人材確保に向けた取組を実施	R8⇒R12	福祉人材確保対策事業	高齢者支援課

基本目標Ⅳ　配偶者等からの暴力の根絶

基本方向８　暴力を許さない社会づくりの推進
基本方向９　DV に関する総合的な支援体制の充実

基本方向８　暴力を許さない社会づくりの推進

施策の内容①　人権意識に関する啓発活動の推進

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
３再掲	人権意識に関する啓発活動の推進	一人一人の個性や人格を認め、あらゆる分野で偏見や差別などをなくし、全ての市民が平等で暮らしやすい人権尊重の社会を実現するため、人権擁護委員との連携を強化し、学校や地域などでの人権教室、啓発活動を実施	R8⇒R12	人権意識の普及啓発事業	市民生活課
46	子どもの権利擁護事業	子どもの権利救済委員会の運営、子どもの権利に関する広報啓発活動などを実施	R8⇒R12	子どもの権利擁護事業	子ども家庭課

施策の内容②　安全・安心のまちづくりの推進

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
47	犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進	市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、防犯意識の普及啓発活動の実施及び自主防犯活動団体に対する支援を実施	R8⇒R12	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	市民生活課

基本方向９　DV に関する総合的な支援体制の充実

施策の内容①　未然防止・早期発見への取組

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
48	ＤＶ防止に向けた啓発活動の推進	ＤＶパネル展、人権擁護委員と連携したデートDV出前講座など啓発活動を実施	R8⇒R12	男女共同参画推進事業	市民生活課

施策の内容②　相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
49	相談員による相談対応の実施	相談員によるDV 相談への対応の実施	R8⇒R12	母子・父子自立支援相談事業	子ども家庭センター
50	女性弁護士による女性法律相談の実施	ＤＶ等によって問題を抱えている女性に対して、女性弁護士による法律相談を実施	R8⇒R12	市民法律相談事業	市民生活課
51	ＤＶに関する相談窓口の周知	配偶者暴力相談支援センター（北海道）、みんなの人権 110 番（法務省）などＤＶに関する相談窓口を周知	R8⇒R12	男女共同参画推進事業	市民生活課

施策の内容③　関係機関等との連携・協力

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
52	関係機関等との連携・協力	DV に関する相談支援を実施し、各関係機関と情報交換等を行い、連携を図る	R8⇒R12	母子・父子自立支援相談事業	子ども家庭センター

施策の内容④　被害者の自立に向けた支援

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
53	母子の緊急一時保護の実施	DV によって緊急に避難が必要な場合等のセーフティネットとして、母子の緊急一時保護を実施	R8⇒R12	子育て短期支援事業	子ども家庭課

54	DV 被害者の自立に向けた支援	DV 被害者の相談に応じ、自立に必要な情報提供、指導、求職活動等に対する支援を実施	R8⇒R12	母子・父子自立支援相談事業	子ども家庭センター

基本目標Ⅴ　安心して暮らせる社会の実現

基本方向 10　生涯にわたる心身の健康づくりの推進
基本方向 11　ハラスメントの防止
基本方向 12　多様な性のあり方への理解の促進
基本方向 13　困難や不安を抱える女性への支援

基本方向 10　生涯にわたる心身の健康づくりの推進

施策の内容①　性の尊重と心身の健康についての理解の促進

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
55	妊娠・出産・子育て期の相談支援	妊娠期から継続的に相談対応できるよう、すべての妊産婦、子育て中の保護者へ地区担当の保健師を紹介するほか、母子健康手帳（親子健康手帳）の交付や沐浴体験、健康・育児相談等を実施	R8⇒R12	こども家庭センター運営事業（母子保健機能）	健康推進課
56	体の発育・発達に係る学習	小学校の保健授業において、思春期の心や体の変化、体の働きにおこる変化等の学習を実施	R8⇒R12	―	学校教育課

施策の内容②　生涯を通じた女性の健康保持・増進

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
57	妊産婦健康診査受診票の交付	妊産婦健診の費用負担を軽減するため妊婦健康診査受診票及び産婦健康診査受診票を交付。また、妊婦健診の結果で精密検査が必要になった場合は、妊婦精密健康診査受診票を交付	R8⇒R12	妊産婦保健推進事業	健康推進課
58	産後ケア事業	産後間もない時期の母子を対象に助産所に宿泊、日帰り、自宅に訪問で心身のケアや育児相談などを実施	R8⇒R12	妊産婦保健推進事業	健康推進課

59	こども家庭センターの運営	こども家庭センターを設置、運営し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、母子保健・児童福祉の連携・協働による切れ目ない一体的・継続的支援を実施	R8⇒R12	こども家庭センター運営事業（母子保健機能・児童福祉機能）	健康推進課 子ども家庭センター
60	妊婦健康診査通院支援事業	妊娠届出のあった妊婦で出生時に母子ともに住所登録が当市にある方を対象に、妊娠期間中に市外の産婦人科や助産所を受診する際の通院に要する費用を助成	R8⇒R12	妊婦健康診査通院支援事業	健康推進課
61	がん検診推進事業	女性特有のがん検診の受診率の向上と病気の正しい知識の普及啓発のために、助成対象年齢の女性に検診の無料クーポン及び検診手帳を配布	R8⇒R12	がん検診推進事業	健康推進課

基本方向１１　ハラスメントの防止

施策の内容①　ハラスメントの防止に向けた啓発活動の推進

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
62	ハラスメントの防止に向けた啓発活動の推進	市広報紙やホームページ、パネル展、防止リーフレット等を活用した啓発活動を実施	R8⇒R12	男女共同参画推進事業	市民生活課

施策の内容②　相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
50 再掲	女性弁護士による女性法律相談の実施	ハラスメント等によって問題を抱えている女性に対して、女性弁護士による法律相談を実施	R8⇒R12	市民法律相談事業	市民生活課
63	ハラスメントに関する相談窓口の周知	北海道労働局などハラスメントに関する相談窓口を周知	R8⇒R12	男女共同参画推進事業	市民生活課

基本方向１２　多様な性のあり方への理解の促進

施策の内容①　多様な性のあり方への理解の促進

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
64	多様な性のあり方への理解促進に向けた啓発活動の推進	多様な性のあり方への理解促進を図るため、市広報紙やホームページ、パネル展等を活用した啓発活動を実施	R8⇒R12	多様な性のあり方への理解促進事業	市民生活課

65	パートナーシップ宣誓制度の実施	互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合う関係であることを宣誓した一方又は双方が性的マイノリティである２人に対してパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度を実施	R8⇒R12	多様な性のあり方への理解促進事業	市民生活課
66	市職員を対象とした研修の実施	多様な性のあり方に関する市職員の理解促進を図るため、市職員を対象とした研修を実施	R8⇒R12	多様な性のあり方への理解促進事業	市民生活課

基本方向 13　困難や不安を抱える女性への支援

施策の内容①　相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
67	困難や不安を抱える女性への相談支援	困難や不安を抱える女性の状況や事情に応じた情報提供や相談支援の実施	R8⇒R12	―	参事（相談担当）
50 再掲	女性弁護士による女性法律相談の実施	ＤＶ等によって問題を抱えている女性に対して、女性弁護士による法律相談を実施	R8⇒R12	市民法律相談事業	市民生活課
68	女性のための相談窓口の周知	女性相談支援センター（北海道）、みんなの人権 110 番（法務省）など女性のための相談窓口を周知	R8⇒R12	男女共同参画推進事業	市民生活課

施策の内容②　関係機関等との連携・協力

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
69	関係機関等との連携・協力	困難や不安を抱える女性に関する相談支援を実施し、各関係機関と情報交換等を行い、連携を図る	R8⇒R12	―	参事（相談担当）

施策の内容③　困難や不安を抱える女性の自立に向けた支援

No.	事業名	事業内容	実施予定年度	推進計画事業名	所管課
70	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者（一部、特定被保護者を含む。）の自立に向け、関係機関と連携しながら、自立相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、学習支援等の包括的な支援を実施	R8⇒R12	生活困窮者自立支援事業	福祉課
36 再掲	ひとり親家庭の生活・自立支援	日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員派遣による生活援助や子育て支援を行うとともに、経済的自立に効果的な資格取得のための支援等を実施	R8⇒R12	ひとり親家庭支援事業	子ども家庭課

３　数値目標

北広島市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの進捗状況を確認していくため、次の目標値を設定しています。

基本目標Ⅰ　男女共同参画の実現に向けた環境づくり

番号	項　目	策定時数値	中間年数値	目標値
1	「男女共同参画社会基本法」の認知度	45.8%(R1)	75.9%(R6)	80.0%
2	男女共同参画情報紙「えみんぐ」の認知度	5.1%(R1)	26.6%(R6)	50.0%
3	「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対」又は「どちらかといえば反対」と考える人の割合	60.1%(R1)	62.1%(R6)	70.0%

基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

番号	項　目	策定時数値	中間年数値	目標値
1	政治・行政に対する女性の意見反映について「十分反映されている」、「ある程度反映されている」と考える人の割合	40.2%(R1)	42.5%(R6)	60.0%
2	市の審議会等の女性の登用率	26.5%(R2)	30.6%(R7)	50.0%
3	「性別に関係なく社会参加できる環境の充実」の満足度	63.9%(H30)	63.5%(R6)	70.0%

基本目標Ⅲ　男女の多様な働き方の推進

番号	項　目	策定時数値	中間年数値	目標値
1	女性が働きやすい社会について「働きやすい」、「おおむね働きやすい」と思う人の割合	35.1%(R1)	38.3%(R6)	50.0%
2	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	45.8%(R1)	75.9%(R6)	80.0%
3	ワーク・ライフ・バランスが「実現している」、「どちらかといえば実現している」と思う人の割合	12.6%(R1)	20.5%(R6)	50.0%

基本目標Ⅳ　配偶者等からの暴力の根絶

番号	項　目	策定時数値	中間年数値	目標値
1	DV 相談窓口について「知っているものはない」と回答した人の割合	30.3%(R1)	29.4%(R6)	10.0%
2	「配偶者暴力防止法」の認知度	70.5%(R1)	62.4%(R6)	80.0%
3	「デート DV」という言葉の認知度	35.1%(R1)	70.6%(R6)	80.0%

基本目標Ⅴ　安心して暮らせる社会の実現

番号	項　目	策定時数値	中間年数値	目標値
1	セクシャルハラスメントについて「自分自身が受けたことがある」、「身近な人が受けているのを見たり聞いたりしたことがある」と回答した人の割合	56.8%(R1)	36.2%(R6)	30.0%

※策定時数値（R1）は期間の指定がなく「ある」と回答した割合で、中間年数値（R6）及び目標値は、直近５年以内に「ある」と回答した人の割合。